

新 旧 対 照 表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～ツ 省略</p> <p>テ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</p> <p>ト 警察装備に関すること。</p> <p>チ 留置施設に関すること。</p> <p>三 他の部の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～ツ 省略</p> <p>テ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</p> <p><u>ト 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>チ 警察装備に関すること。</p> <p>三 留置施設に関すること。</p> <p>又 他の部の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>